



公契約における労働条件審査 その後の対応は

神田 康史 議員

指針を基に契約適正化等に一層取り組む 総務部長

▼愛西市公契約に関する指針

基本指針	個別目標	具体的な取組
(1) 公平で公正な入札・契約制度の確立	①一般競争入札の更なる推進 ②積算期間の十分な確保 ③入札・契約の透明性の確保 ④談合等の不正行為の排除	・入札方法の決定基準の見直し ・入札時における積算期間の適正な確保 ・入札及び契約に関する例規の公表 ・入札結果、契約情報の公表 ・入札時に社会的疑惑を生ずるような行為をしない旨の誓約の提出 ・不正行為に対する厳正な指名停止措置
(2) 品質と適正な履行が確保される入札・契約制度の確立	①予定価格の適正な決定 ②過剰な低価格競争の抑制の推進 ③価格以外の要素も総合的に評価する発注方法の活用推進 ④工事における成績評定の活用 ⑤元請と下請けにおける関係の適正化	・工事の設計において、国・県が公表する設計労務単価を適用 ・入札金額の根拠となる内訳書提出の徹底 ・最低制限価格制度の活用 ・低入札価格調査制度の導入 ・総合評価方式、プロポーザル方式の活用推進 ・総合評価方式の入札時に過去の成績評定結果を評価 ・下請負代金の支払い条件及び施工体制台帳等の確認
(3) 労働者の適切な労働環境の確立	①適正な労働条件の確保 ②社会保険への加入状況の確認	・労働関係法令の遵守状況及び賃金単価の確認（※1） ・下請け業者の社会保険等の加入状況を確認（※2）
(4) 地域経済の活性化に資する入札・契約制度の確立	①市内業者の受注機会の確保	・競争性を確保しつつ、市内業者を優先とした業者選定

※1 予定価格が1億円を超える工事及び人件費要素の高い契約(清掃等)のうち予定価格が1000万円を超える契約を確認対象とする。(指定管理者との協定含む。)
※2 工事のうち入札案件について確認対象とする。

昨年6月の一般質問における市の答弁は、「施工体制台帳によってチェックする。そしてチェックシート(労働関係報告書)を用いた担当者との現場・現状把握し、また県の動向を注視しつつガイドラインを明示し、周知徹底を図り、公契約条例の設定による公契約の適正化を実現する。」だった。その後の対応は。

総務部長 具体的な取り組みの開始時期として、平成29年4月からガイドとし、工事130万円、

ライン(指針)を基に公契約の適正化や施工体制の健全化に一層取り組みたい。工事では施工体制台帳の確認を実施し、下請け業者の社会保険・雇用の加入状況の確認をする。入札の適正化では、指名審査委員会の審査案件を、工事は1千万円超、設計等のコンサルティングは5百万円超に限定する。随意契約については、適正な運営ができるよう審査委員会の下部組織である審査会を別組織とし、工事130万円、

設計等のコンサルティングは50万円、備品購入は80万円、リースは40万円、委託等は50万円を超える案件を審査案件とし、詳細にチェック機能を充実し取り組む。また、相手事業者に影響が出る一部の取り組みについては、周知期間を設け29年10月から実施する予定。
公契約条例に係る課題と助言・指導の方法は。

総務部長 指導する中で相手方からの反対や反発もありうると思われる。その対応として、公契約に関するガイドライン(指針)に基づき労働環境報告書やその他必要書類を提出してもらう旨の周知を事前に行う。契約の相手方としてふさわしくない業者の場合、指名停止等の措置をとることも考える。

企画政策部長 ①原則労働基準法適用となる。ただし、地方公務員法に別段の定めのある場合は、適用除外。②平成29年2月1日において5名であり、原因は個人的な要因でのうつ病。③市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例3条で期間は3年を超えない範囲。賃金に関しては休職開始から1年間は8割。④復職時、主治医と市の指定医の別々の医師の診断を受ける。訓練終了時に再度両医師の診断を受け、復職可能かどうかの判定をする。

市の過重労働対策は

① 地方公務員は労働基